

大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、大口町が実施する小型家庭合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）設置整備事業の補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定のし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD $20\text{mg}/\text{リットル}$ （日間平
均値）以下の機能を有する10人槽以下の浄化槽をいう。
- (3) 対象区域 町域のうち下水道事業計画に基づく尾張北部都市計画下水道大口公共下水道の都市計画決定区域、農業集落排水処理事業に基づく供用開始区域、及びその他町長が指定する区域を除外した区域をいう。ただし、尾張北部都市計画下水道大口公共下水道の都市計画決定区域の内概ね10年以内に整備出来ない区域は補助対象とする。

(補助金の交付)

第3条 対象区域において既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

- (3) 大口町に居住しない者（大口町に居住しようとする者を除く。）
- (4) 自らの居住を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 小型家庭合併処理浄化槽以外の合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (6) 既設の建物を取り壊し、住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い合併処理浄化槽を設置する者。ただし、大口町住宅改修費助成事業実施要綱（平成12年大口町告示第61号）による住宅改修費助成事業の対象事業で、その事業に伴い合併処理浄化槽を設置しようとするものを除く。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に助成金交付対象品目は、別表第1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 賃貸人の承諾書（住宅を借りている者に限る。）
- (4) 配置及び配管予定図（既設の単独処理浄化槽又は便槽の位置及び新設の合併処理浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管図が明記されたもの）
- (5) 平面図（面積計算式・総面積を記入）
- (6) 合併処理浄化槽設置工事見積書の写し
- (7) 合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (8) 全国合併処理浄化槽普及市町村協議会で規定する、有効な「登録証の写し」、「登録浄化槽管理票（C票）」
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に係る、保証登録証（市町村用）
- (10) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会及び小型合併処理浄化槽管理技術講習会の修了者の修了書の写し
- (11) 合併処理浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の実施誓約書

(12) 単独処理浄化槽廃止誓約書又はし尿汲み取り便所廃止誓約書

(13) 既設単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便所の状況写真

(14) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2）により、また交付をしないと決定したものに対しては、補助申請却下通知書（様式第3）によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業の中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更、中止及び廃止承認申請書（様式第4）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の1月31日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第5）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 浄化槽法定検査依頼書

(3) 次に掲げる写真

ア 既設単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便所の廃止状況を示すもの

イ 浄化槽設備士が工事を実地に監督していることを証するもの

ウ 基礎工事の状況を示すもの

エ 裾付け工事の状況を示すもの

オ かさあげの状況を示すもの

(4) 浄化槽整備士が確認した確認表（様式第6）

(5) 領収書の写し

(6) 配置及び配管設置図

(7) 住民票の写し（申請時の住所が設置場所と違う場合に限る。）

(8) 単独浄化槽廃止届の写し又は浄化槽設備士のし尿汲み取り廃止証明書

(9) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第7。以下「確定通知書」という。）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（交付請求）

第10条 補助事業者は、確定通知書を受けた後、町長に対し補助金交付請求書（様式第8）により補助金を請求しなければならない。

2 町長は、前項に定める請求書に基づき、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に關しすでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他必要事項)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を実地において確認することができる。

附 則 (平成3年4月1日大口町告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成6年6月28日大口町告示第46号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日大口町告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成10年5月1日大口町告示第68号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成11年12月14日大口町告示第69号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施した工事に適用し、施行日前に実施した工事については、なお従前の例による。
- 3 改正後のただし書きの概ね10年以内に整備出来ない区域については当初予算要求時に下水道課が毎年区域図を2千500分の1に落して環境経済課に渡すものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第50号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

人 槽	限 度 額
5	3 5 4, 0 0 0 円
6	4 1 1, 0 0 0 円
7	4 1 1, 0 0 0 円
8	5 1 9, 0 0 0 円
9	5 1 9, 0 0 0 円
1 0	5 1 9, 0 0 0 円

様式第 1 （第 5 条関係）

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設 置 場 所	大口町 番地
2 交 付 申 請 額	金 円
3 住 宅 等 所 有 者	1 本人 2 共有 3 その他 ()
4 着工予定年月日	年 月 日
5 事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽整備事業補助金
については、下記により交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、平成 年 月 日までに補助事業を完了しなければならぬ。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出てその承認を受けなければならない。

(2) 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(3) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由その他必要事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったと

きは直ちに町長に報告しなければならない。

- (5) 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 か月以内（第 7 条第 1 項の規定により、事業の中止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から 1 月以内）又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで
に実績報告書を提出しなければならない。
- (6) 町長は、提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の
交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、
交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
- (7) 補助金は、補助金額の確定後、速やかにその全額を交付する。

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

補助申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽整備事業補助金の交付申請については、下記の理由により却下します。

記

（理由）

様式第 4 （第 7 条関係）

年 月 日

大口町長 様

住所

補助事業者

氏名

補助事業変更、中止及び廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた
合併処理浄化槽整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更した
いので、承認願います。

記

1 補助金申請内容の変更

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

2 補助事業の中止

様式第 5（第 8 条関係）

年 月 日

大口町長 様

住所

補助事業者

氏名

補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|----------|---|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | | 円 |
| 2 | 事業完了年月日 | 年 | 月 | 日 |

様式第 6 （第 8 条関係）

確 認 表

検査項目	チェックのポイント	欄
1. 流入管きょ及び放流管きょの勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈折点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっき気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	

検査項目	チェックのポイント	欄
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。	
	ポンプまずに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが 2 台以上設置されているのか。	
	計画どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14.ブロワーの設置、稼働状況	防振対策はなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
上 記 の と お り 確 認 し た こ と を 証 し ま す 。		
年 月 日		
担当浄化槽設備士氏名		
(浄化槽整備士免状の交付番号)		

様式第 7（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった合併処理浄化槽整備事業補助金
については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 円

様式第 8 （第 1 0 条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

住所

補助事業者

氏名

請求金額 金 円

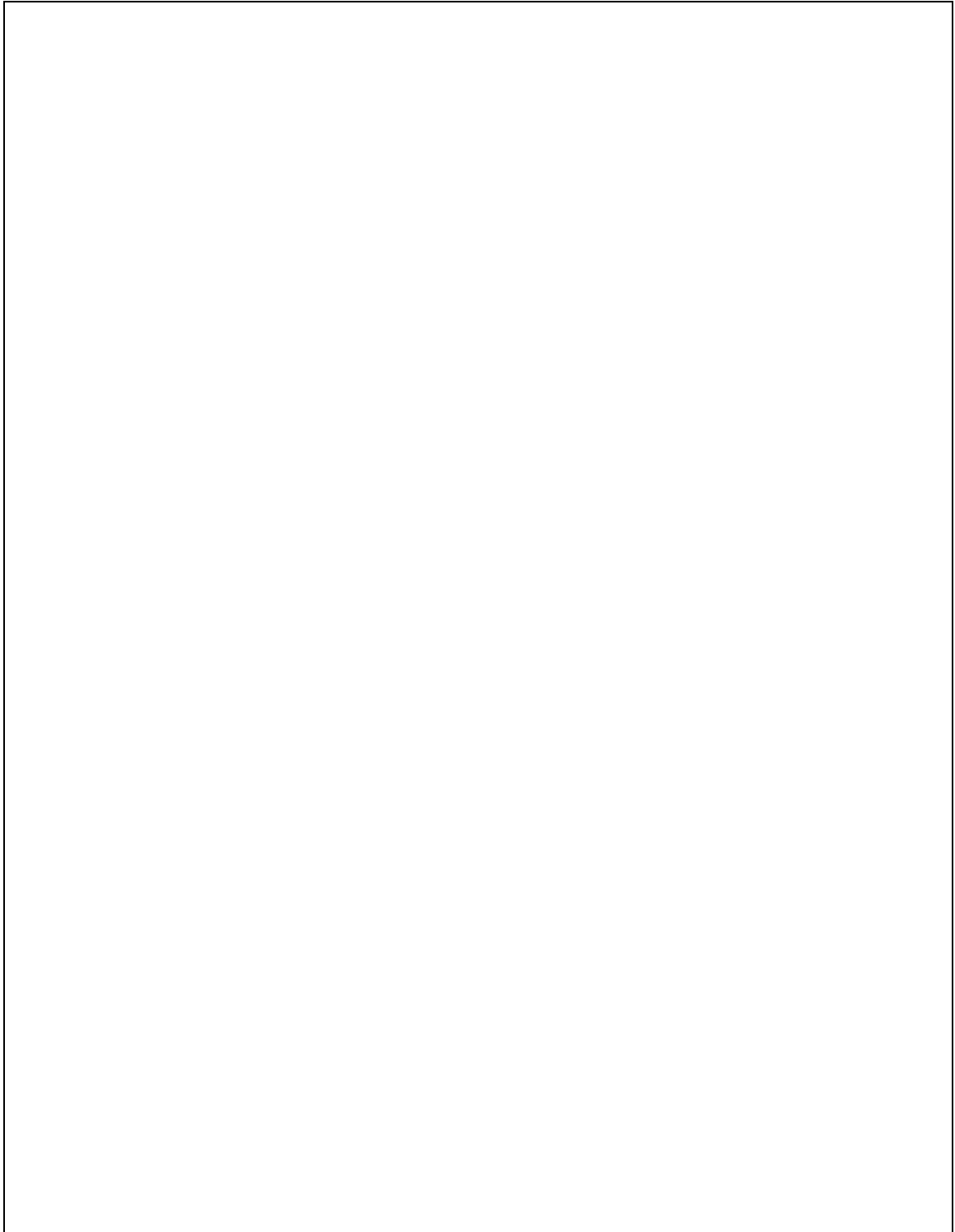
年 月 日付け 第 号で額の確定のあった
合併処理浄化槽整備事業補助金を上記のとおり請求します。

＊ 口座振込みとしますので下記の欄に記入してください。

振込先金融機関	預金の種類	口座番号	口座名義（申請者名）

[交付申請用]

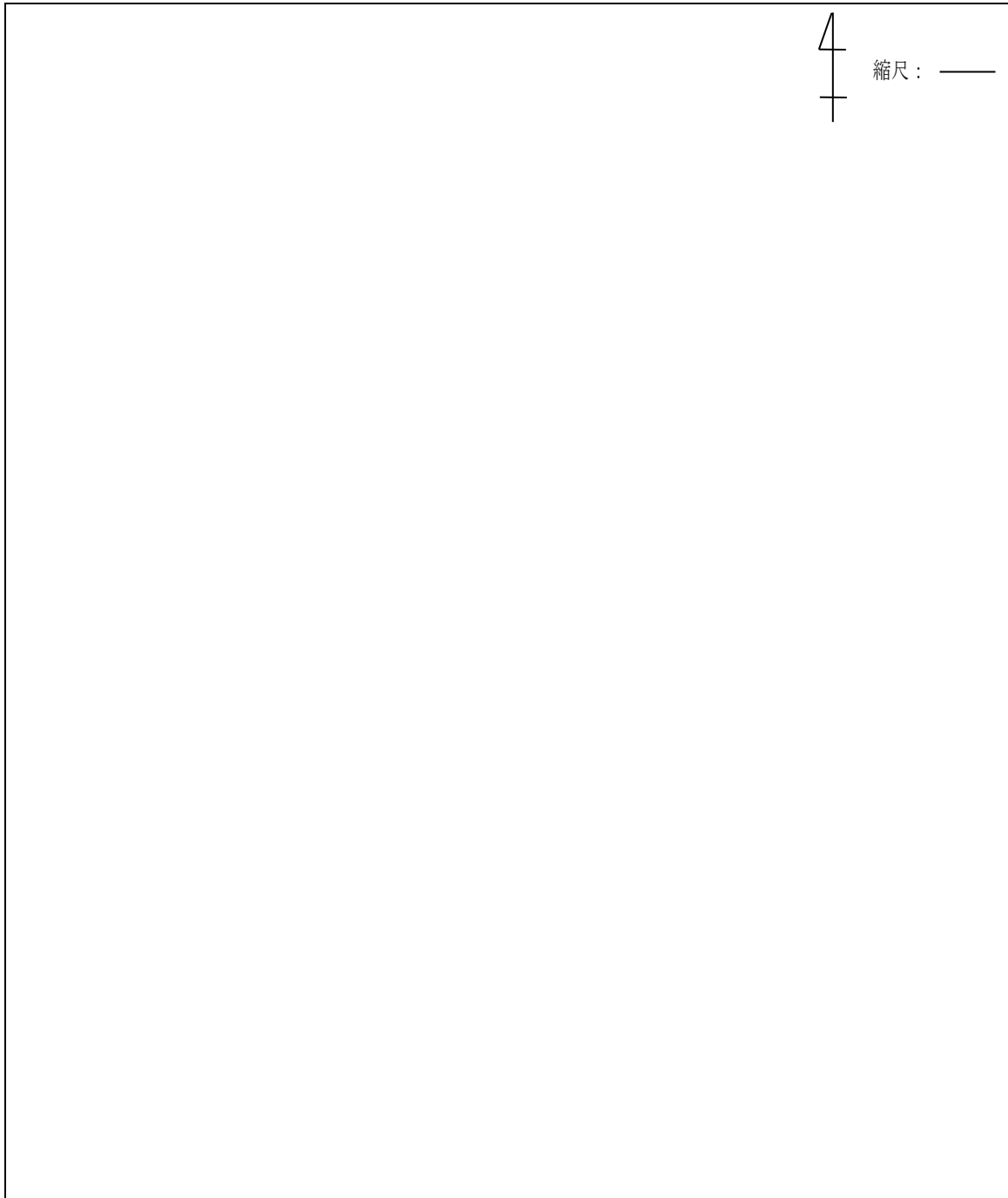
位 置 図



* 設置場所は、赤色で表示

[交付申請用]

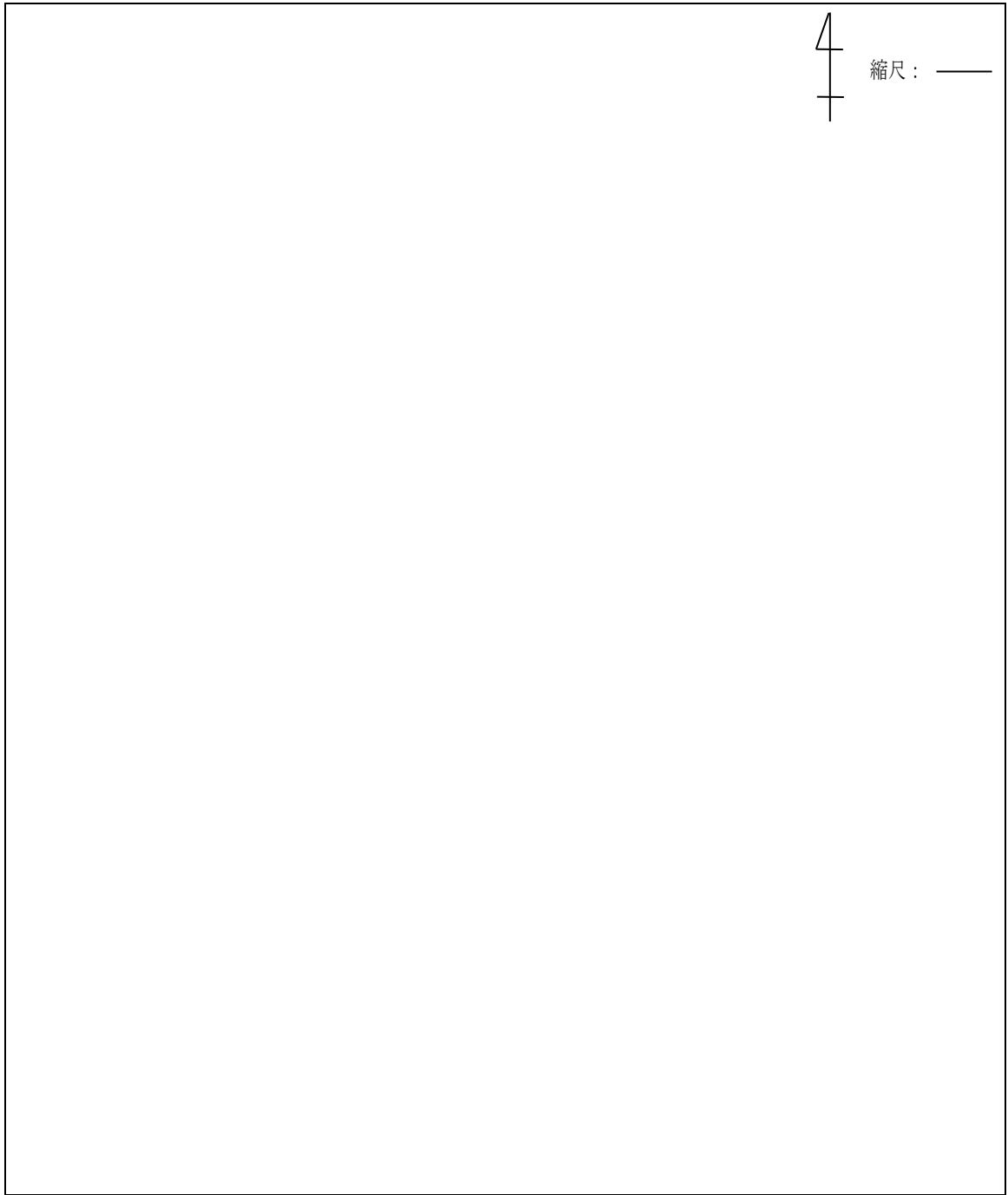
配置・配管 予定図



- * 浄化槽、升、排水管、住宅各室（便所、台所、洗濯機、風呂、手洗い、その他排水を伴うもの）
- * 雨水系統も表示
- * —— 赤色 （汚水、雑排水系統）、 —— 青色 （雨水系統）で表示

[交付申請用]

建 物 平 面 図



4
+
縮尺： —

* 面積計算式、総面積を記入

合併処理浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の実施誓約書

私は、合併処理浄化槽設置後使用するにあたり常に正常な機能を維持するために下記のことを実施します。

記

合併処理浄化槽 人槽設置（補助金交付申請）

1. 設置後の水質検査（7条検査） 財団法人 愛知県浄化槽協会 052-481-7160

これは、浄化槽の適正な設置工事状況等を中心に実施するものであり、浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内に受験しなければなりません。

2. 定期検査（11条検査） 財団法人 愛知県浄化槽協会 052-481-7160

これは、浄化槽が、適正な維持管理により保守点検及び清掃状況を中心に定期的、継続的に実施するものであり、毎年浄化槽管理者が受験しなければなりません。

3. 浄化槽管理者の義務（10条）

- (1) 保守点検 専門的知識や技術を持ち県知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

これは、浄化槽が、正常に働いているかどうかを定期的に点検することです。

区 分	人 槽	点 検 回 数
(イ)嫌気ろ床接触ばっ気方式	5人～20人	4か月に1回以上
(ロ)分離接触ばっ気方式	21人～50人	3か月に1回以上
(ハ)脱室ろ床接触ばっ気方式		
そ の 他	5人～50人	法令を遵守

- (2) 清掃 知識や技術を持ち県知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

浄化槽は、日々使用しているうちに次第に汚泥が蓄積されますので、一定量以上たまりますと汚水を排出して正常な浄化槽の働きを妨げるもとになりますので、年1回以上清掃してください。

年 月 日

大口町長 様

設置者住所

氏名

(本人署名)

大口町提出用

[交付申請用]

単独処理浄化槽廃止誓約書

大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請を行うにあたり、現在使用してる単独処理浄化槽を補助事業完了時に廃止します。

単独処理浄化槽を廃止しない場合には、交付決定を取り消されても異議ありません。

年 月 日

大口町長

様

住 所

氏 名

[交付申請用]

し尿汲み取り廃止誓約書

大口町合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請を行うにあたり、現在使用してるし尿汲み取りを補助事業完了時に廃止します。

し尿汲み取りを廃止しない場合には、交付決定を取り消されても異議ありません。

年 月 日

大口町長

様

住 所

氏 名

誓 約 書

私議

この度下記場所に合併浄化槽を設置するにあたっては、「浄化槽法」に基づき、その浄化槽の適正な維持管理をします。なお、今後において公共下水道事業の供用開始区域となったときは、建物所有者及び土地所有者としてすみやかに排水設備を設置し、公共下水道に接続することを誓約します。

記

設 置 場 所

浄化槽の方式・人槽

人槽

年 月 日

大口町長

様

設 置 者 住 所

氏名（建築主）

連 絡 先 TEL

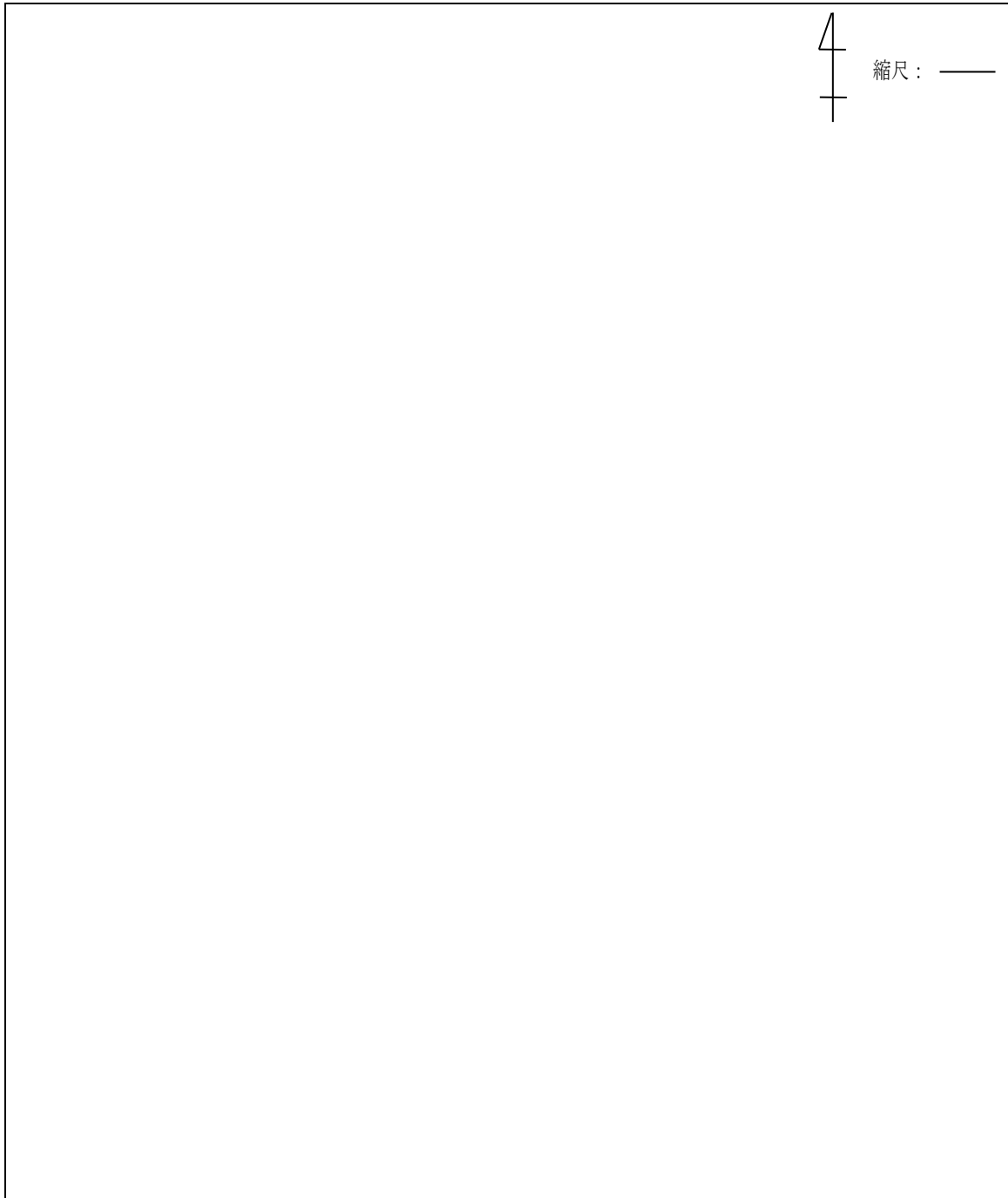
設 置 者 住 所

氏名（建築主）

連 絡 先 TEL

[実績報告用]

配置・配管 配置図



- * 浄化槽、升、排水管、住宅各室（便所、台所、洗濯機、風呂、手洗い、その他排水を伴うもの）
- * 雨水系統も表示
- * —— 赤色 （汚水、雑排水系統）、 —— 青色 （雨水系統）で表示

[実績報告用]

し尿汲み取り便所廃止証明書

設 置 場 所	
所有者氏名	
取壊年月日	年 月 日
備 考	

上記物件のし尿汲み取りを廃止したことを証明します

年 月 日

浄化槽設備士

(免状の交付番号)